

## 本日の会議に付した事件

平成26年第1回山元町議会定例会（第5日目）

平成26年3月18日（火）午前10時00分

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3号 山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 委発第 4号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 5号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6号 山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 7号 山元町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8号 山元町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 9号 山元町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第10号 山元町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第11号 山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第17号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 日程第14 議案第18号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審議会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第15 議案第19号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 日程第16 議案第32号 平成25年度債務負担行為請1号新山下駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について
- 日程第17 議案第33号 平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について
- 日程第18 議案第34号 平成25年度山元町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第19 議案第 1号 山元町子ども・子育て会議設置条例（委員長報告）
- 日程第20 議案第 2号 山元町職員定数条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第21 議案第25号 平成26年度山元町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第22 議案第26号 平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第23 議案第27号 平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第24 議案第28号 平成26年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第25 議案第29号 平成26年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算（委員長報告）

日程第 26 議案第 30 号 平成 26 年度山元町水道事業会計予算（委員長報告）

日程第 27 議案第 31 号 平成 26 年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告）

日程第 28 閉会中の継続調査の申し出の件について

---

午前 10 時 00 分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成 26 年第 1 回山元町議会定例会第 5 日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

教育長森 憲一君から欠席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第 124 条の規定によって 1 番青田和夫君、2 番岩佐哲也君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

陳情の受理。

陳情 5 件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

長送付議案の受理。

当局から議案 3 件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会審査報告書及び継続調査申出書の受理。各常任委員会委員長から、閉会中の調査報告書、また各常任委員会委員長及び予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

監査、検査結果報告書の受理。

監査委員から指定金融機関等の監査結果が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

議員派遣結果報告書の受理。

議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

---

議 長（阿部 均君）日程第 2. 議案第 3 号から、日程第 4. 議案第 5 号までの 3 件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、ご説明を申し上げます。

議案第 3 号山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 4 号山元町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 5 号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正

する条例の3議案につきましては、各議案の改正の趣旨が同意でございますので一括してご説明を申し上げます。

お手元の配布資料No.4の条例議案の概要をご準備いただきたいと思います。

この条例議案の概要を例にご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、現下の社会情勢を踏まえ、職員、常勤の特別職、町長、副町長でございます、並びに議会議員等が外国に出張する場合におきまして、それぞれ旅行期間に応じて旅費の一部として定額支給されております支度料でございますが、この支度料そのものを廃止するため、条例の一部改正を提案するものでございます。

なお、3件一括ということでございますが、支度料そのものにつきましては職員の場合ですと、旅行期間1月未満であれば9万円、3月以上であれば12万円という定額、また特別職におきましては1月未満11万円から3月以上というふうになった場合には17万円、議員におかれましては1月未満11万円、3月以上17万円という定額部分でございます。

次に、具体の改正部分でございます。1の改正内容の表中(2)改正後、網かけとなつてございますが、ここの部分を削除するという改正でございます。

現行の旅費の規定でございますけれども、2の旅費の種類のカラムをご覧になっていただきたいと存じます。

ここに記載されておりますように、現行の場合ですと鉄道賃のほか各種の運賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の合計額が旅費として支給されるわけでございますけれども、このうちの支度料相当分を廃止というようなことでございます。

なお、国におきましては、旅費法制定当時におきまして外国旅行そのものが非常にまれであったものが今日では広く国民に普及していることを理由に、既に平成20年11月から原則として支度料の支給を行わないこととしていること、またこの支度料そのものが、外国旅行をする場合におきまして内国旅行と異なる準備品や携行品等の購入経費、具体的にはスーツケース等の購入経費に充てるため支給されるものでありますことから、本町におきましても国同様、支度料を廃止すべきものと判断し、議案第3号から第5号までの関係3条例につきまして一部改正条例議案としてご提案を申し上げます。

なお、3議案とも施行日につきましては、本年4月1日からとするもの、また経過措置につきましては概要書の裏面記載のとおりでございますので、以上をもってご説明にかえさせていただきます。ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長(阿部 均君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 質疑なしと認めます。

---

議長(阿部 均君) これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 討論なしと認めます。

---

議長(阿部 均君) これから議案第3号山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

---

議長（阿部 均君）これから議案第4号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

---

議長（阿部 均君）これから議案第5号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

---

議長（阿部 均君）日程第5．議案第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

危機管理室長（佐藤兵吉君） はい、議長。それでは、議案第6号山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料No.7の条例議案の概要に沿ってご説明をさせていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、昨年12月に消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されたことに伴い、消防団員の確保や報酬、手当等の改善充実を図ることを目的に、山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正を提案するものでございます。

改正の内容であります、1点目は報酬の改正となります。消防団員の報酬は第12条で階級ごとに規定されておりますが、次のように改正するものです。

団長につきましては、現行で年額「17万5,000円」であります、改正後は「19万円」に、副団長については「14万1,000円」を「14万8,500円」に、分団長は「9万8,000円」を「11万1,000円」に、副分団長は「7万6,000円」を「8万7,000円」に、班長は「5万8,000円」を「6万2,000円」に、副班長は「4万4,000円」を「4万7,000円」に、団員は「3万9,000円」を「4万2,000円」にそれぞれ改正するものでございます。

続きまして、2点目、費用弁償につきましては、第13条第2項で規定されており、

これまでは特別の訓練等の職務に従事する場合のみ費用弁償を支給していましたが、今回の改正では、これまで支給されていなかった火災や風水害時の出動、消防演習等に参加した場合には費用弁償として一律1,200円を新たに支給するものです。

なお、報酬及び費用弁償の額につきましては、県内の各消防団の支給状況を参考にするとともに、特に隣町の亘理町消防団とは宮城県消防協会亘理地区支部として既に訓練や各種活動をともしていることでもありますので、今回の改正額については亘理町消防団の報酬、費用弁償等と同額としております。

本改正の施行期日につきましては、平成26年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第6号についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番佐山富崇君の質疑を許します。

12番（佐山富崇君）はい。今の説明で概略分かったんでありますし、理解も示すところではありますが、報酬の件につきまして、幹部の副分団長から上の差額というか、上げ幅が副団長が割合少ないなど。亘理町に倣ったからというご説明でしたけれども、この辺はどのように考えるか、お伺いしたい。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回の副団長の上げ幅について7,500円というふうなことで、各団長とか分団長から比較しますと、ちょっと上げ幅が小さいというふうなことをございますが、この単価につきましては、各消防団ですね、これまでいろいろな経過の中で、歴史の中で報酬というふうなものをそれぞれの市町村で定めていたというふうなことをございます。

本町につきましては、消防団員の組織の中で副団長が2名体制というふうなことで、亘理町につきましては副団長が4名というふうな中で、それぞれですね、体制の違いというふうなこともございますが、今回、いろいろな過去の経緯もございませけれども、亘理町と足並みをそろえるというふうな形で今回、ご提案をさせていただいたところをございます。よろしくお願いたします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

まず、本案に反対者の発言を許します。反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。

12番佐山富崇君、登壇願います。

12番（佐山富崇君）はい。反対討論もないのでありますから賛成討論もなくともよいのではないかとこの考えもいたしましたが、私といたしましては思いもありますので、あえて賛成討論をさせていただきたいと思ひます。

この第6号議案、山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の

一部を改正する条例であります。端的に言えば消防団員の待遇改善ということだと思えます。一般質問でもお聞きをいたしました。団員の、震災後、充足率も非常に悪くなっていると。そういう観点から、お隣の亘理町に完全に倣って待遇改善をしたいという説明でありました。若干遅きに失したという感じもしないわけではありませんが、私は十分納得をするものであり、賛成をするものであります。

消防団といえば集落、あるいは町の根幹をなす中堅、壮年の方々が入っていただく組織でもあります。十分待遇の改善を図って、本町は消防団員には十分待遇が厚い町だという方向で進んでほしいと思います。特に、お伺いしますと年齢構成もまだ若いほうの消防団だということでもありますので、今後ますます意を用いて、消防団の待遇改善には意を用いて待遇改善に当たっていただくことをさらに要望というか、私の希望も申し上げまして賛成の討論とさせていただきます。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから議案第6号山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第7号から、日程第10. 議案第11号までの5件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

議案第7号、議案第8号について、まちづくり整備課長森 政信君。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第7号山元町道路占用料条例の一部を改正する条例及び議案第8号山元町都市公園条例の一部を体制する条例につきましても、改正の事由が同様でありますので一括でのご説明とさせていただきます。

初めに、山元町道路占用料条例の一部を改正する条例でございますが、別紙配布資料のNo.8の条例議案の概要にてご説明申し上げます。

本条例の改正ですが、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、道路占用料について税率引き上げ相当分の改定を行うため、山元町道路占用料条例の一部を改正するものであります。

1の改正内容ですが、消費税率を現行「5パーセント」から、改正後は「8パーセント」に改めるものです。

本改正の施行期日ですが、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第8号山元町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

別紙配布資料No.9の条例議案の概要にてご説明いたします。

本条例の改正ですが、さきに説明いたしました議案第7号と同様に、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、都市公園使用料について税率引き上げ相当分の改定を行うため、山元町都市公園条例の一部を改正するものであります。

改正の内容及び改正の施行期日は同様でありますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第7号及び議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）議案第9号、議案第10号、議案第11号について、上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第9号山元町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第10号山元町下水道条例の一部を改正する条例、議案第11号山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例について、改正内容が同じでありますので3議案を一括してご説明させていただきます。

資料でございますが、No.10でご説明させていただきたいと思います。

提案理由でございますが、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、水道料金及び水道利用加入金について税率引き上げ相当分の改定を行うため、山元町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

下水道、地域下水道については、下水道使用料の料金を消費税相当分引き上げるために改正するというものでございます。

改正内容でございますが、現行「5パーセント」から、改正後「8パーセント」に引き上げるものでございます。

附則第2号の経過措置の解釈でございますが、これにつきましては、この条例の施行日前から継続して水道を使用している方が対象で、表のとおり、南部地区につきましては、4月確定分は従前の5パーセント、6月確定分は改正後の税率8パーセントになります。北部分につきましては、5月確定分については4月30日以前に検針がされておりますので、施行日以後最初の確定で従前の税率5パーセントとなります。改正後の税率8パーセントの適用につきましては6月請求分からとなります。

施行期日については、26年4月1日から施行でございます。

以上、3議案についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第7号山元町道路占用料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。  
これから議案第8号山元町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。  
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第9号山元町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。  
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第10号山元町下水道条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第11号山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。  
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第11．議案第15号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第15号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

配布資料のNo.16、それから、後日さきに追加で配布しました配布資料No.16とあわせてご覧いただきたいと思います。

まず、提案理由でございますが、山元町農産物直売所設置条例第3条第2項の規定によりまして農産物直売所の管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づきまして当該候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定によりまして提案するものでございます。

まず、1. 施設の概要でございますが、施設名称は山元町農産物直売所「夢いちごの郷」であります。

2. 所在ですが、山元町浅生原字下宮前40番地の1ということで、ここは今、借り上げての仮営業地であります。

3. 設置目的であります。農業経営の安定及び農業所得の増大によりまして活力ある地域農村社会の建設を図るというものであります。

今回、指定管理に出す施設設備等、4番でございますが、仮の仮設の店舗であります。プレハブのユニットが、これ1つ4畳タイプですが、これが4つ、4棟ございます。それから、新年度からになります。町内のNPO法人から寄附、無償で受けたトレーラーハウスを3月中に設置をして、4月から稼働させたいと思っておりますが、これが、1つが35平米のものが2棟になります。それから、仮設トイレが2棟、それから仮設店舗の中にエアコン等の設備が一式ということになります。これにつきましては、No.16の配置図をご覧いただきたいのですが、今現在、国道から入ってコンテナハウス、プレハブハウスを置いておりますが、その南隣にトレーラーハウスを置くというようにございまして、イメージ的には、既に設置してある合戦原の工房地球村のカフェをイメージしていただければと思います。

戻っていただきまして、2番として指定管理者が行う業務の範囲でございますが、直売所の販売、それから利用料金の取り扱いに関する業務、それから直売所の施設設備器具の維持管理に関する業務、3番目としてトレーラー以外に直売所の管理に関する町長が必要と認める業務ということで、イベント開催等の交流人口拡大に資することなどございまして。

3番としまして、指定期間でございますが、本年度4月1日から3年後の29年3月31日までの3年間です。

4. 指定管理者の指定をする団体でございますが、住所が山元町高瀬字北沼71番地、現在の住所はこの借り入れ用地になっておりますが、契約上の住所であります。名称が夢いちごの郷友の会であります。会員が今現在で39名ございます。代表者が会長菅野孝雄であります。

裏面をご覧いただきたいと思いますが、5として指定管理者の候補の選定方法であります。今回の選定方法につきましては、山元町の農林水産施設指定管理者選定委員会におきまして協議いたしまして、まず条例に基づく、第5条に基づきまして公募によらない方法によって選定するというように決定いたしております。

公募によらない理由につきましては、町内で農産物等を生産加工及び販売を行っている者で構成された団体で地域の活力を積極的に活用していること、それから2番目に、生産者等会員への直接的な利益還元によりまして農業所得の増大が見込まれ、あわせて販売手数料の圧縮と経費節減による事業効果が相当期待できるということ、3番目に、当該団体の設立目的が本町のこの直売所の設置目的と合致しておりまして、実施事業に本施設の管理営業を規定しているなど、当該事業に大きく関与している公共的団体と認められるというようにございまして。

この候補者を選定をいたしまして、その上で、この候補者から今後の3年間の事業計画、あるいは収支計算の内容について事業計画書を提出いただいて、その内容についてこの選定委員会で審査いたしました。審査した際の基準でございますが、下記の採点一

覧にあるように、採点項目1番、利用者の平等な利用の確保、サービスの向上が図られるものであること、それから2番として、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること、それから3番目に、公の施設の適切な維持管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること、それから4番目に、公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあることということについて、800点満点で配点をそれぞれ1、2、3と、この表のとおり配点をいたしまして、その7割以上の得点を確保しているというようなことを確認をいたしまして選定いたしましたものであります。

なお、参考といたしまして、下記に選考委員の名称等の名簿を記載してございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして説明いたします。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第15号公の施設の指定管理者の指定について採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第16号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第16号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

あらかじめ配布しております配布資料No.17と図面のほうも同じ17と記載しておる図面をあわせてご覧いただけたらと思います。

提案理由でございますが、山元町水産業共同利用施設設置条例第3条第2項の規定によりまして、山元町水産業共同利用施設、山元町水産物荷捌所、山元町共同利用業務倉庫の管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条の規定に基づき当該候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定により提案するものでございます。

まず、1として施設の概要でございますが、1. 山元町水産物荷捌所でございます。所在は山元町坂元字浜2番地11でございます。設置目的は、漁業者の経営の安定及び労働環境の整備によりまして水産業の活力ある振興を図るものであります。施設の概要は、

鉄骨造平屋建てで、敷地面積876.7平米に、建物が203平米であります。

2番といたしまして、山元町共同利用業務倉庫であります。所在、設置目的は同じであります。概要であります。同じく平屋建てで、鉄骨平屋建てで、敷地面積921.87平米の中に建物が162平米ということであります。これにつきましては、図面の配置図と今の現在の建設されている建物の写真をお示ししております。この施設につきましては、今完成間近で、今月の20日に検査をする予定で今、ほぼ完成を見ております。

続きまして、2番、指定管理者が行う業務の範囲であります。1として施設使用料の取り扱いに関する業務、それから2番として施設及び設備器具の維持管理に関する業務、それから3番目として、これら以外に施設管理に関し町長が必要と認める業務であります。これらについては住民との協働関係ということで、清掃等、環境整備等を予定しております。

3番といたしまして、指定管理期間であります。本年4月1日から平成31年3月31日までの5年間で指定したいと考えております。

それから、4番、指定管理者の指定をする団体であります。所在が石巻市開成1番27、名称が宮城県漁業協同組合であります。代表者が代表理事理事長阿部力太郎であります。これには、山元町の磯浜の組合につきましては、塩釜総合支所管轄の仙台市仙南支所という形で位置づけられておまして、今全体としては組合員が1万人を超えるメンバーで構成されております。

裏面に参りまして、5番、指定管理者の候補の選定方法等であります。

1. 選定方法につきましては、夢いちごの郷と同じように、選定委員会におきまして、条例の第5条に基づいて公募によらない方法によって選定をしております。

公募によらない理由につきましては、記載のとおり、地元漁業者が団体の組合員であり、その関係が密接で、利用者の意見等の反映がされ、事業効果が相当期待できるということ、それから、当該団体につきましては、協同組合法に基づいて設立された団体であることから、漁業者の経営安定及び労働環境の整備、それから水産業の振興に当然期待できるというようなことあります。

審査の結果でございますが、これについても事前に協議をいたしまして、この表にあります審査項目1番、2番、3番、4番について事業計画書及び収支計画書を出していただいて、配点を、この記載のと通りの配点で7割以上を満たしているということで選定に至ったものであります。

選定のメンバーにつきましては、この記載のと通りの7名で選定をいたしました。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第16号公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第13．議案第17号から、日程第15．議案第19号の3件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、ご説明を申し上げます。

議案第17号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組規約の変更について、議案第18号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について及び議案第19号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての3議案につきましては、各議案の改正の趣旨が同意でございますので、一括してご説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、お手元に配布させていただいておりますNo.18の議案の概要書の例をもちましてご説明をさせていただきたいと存じます。

提案理由でございますが、塩釜地区環境組合の解散により、なおこの塩釜地区環境組合の解散につきましては、塩釜地区における広域事務の効率化の推進のため塩釜地区の消防事務組合と環境組合の再編統合によりまして形式上、環境組合が解散になるというふうなことから、本年3月31日をもって3組合からの脱退することが決定されたところでございます。このことに伴いまして、退職手当組合、公務災害補償等審査会、公務災害補償等認定委員会、それぞれの一部事務組合の構成団体数が減少することに伴いまして各組合への規約変更の必要性が生じましたことから、自治法の規定に基づきまして関係地方公共団体との協議を行うに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、具体の構成数の変更の部分でございますけれども、退職手当組合につきましては「50団体」から「49団体」に、また公務災害補償等審査会及び同認定委員会につきましては「51団体」から「50団体」に、それぞれ1団体が減となるというふうなことでございます。

なお、3議案とも変更後の規約の施行については、本年4月1日からが予定されているところでございます。

以上、ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第17号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審議会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第19号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時50分 休憩

---

午前11時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第16. 議案第32を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議案第32号平成25年度債務負担行為請1号新山下駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について、ご説明を申し上げます。

本案は、平成25年第2回山元町議会定例会におきまして議案第71号として議決を

いただいた工事請負の一部について、次のとおり変更するものでございます。

議案の概要につきましては、別紙配布資料No.2 1にて説明をいたしますので、ご覧願います。

No.2 1の議案の概要でございますが、平成25年度債務負担行為請1号新山下駅周辺地区市街地整備工事外の設計施行一括発注工事において、下記のとおり詳細設計業務内容の一部に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を提案するものです。

次に、項目及び内容等についてご説明を申し上げます。

1. 項目の目的、内容でございますが、平成25年度債務負担行為請1号新山下駅周辺地区市街地整備工事外でございます。

2. 契約の相手方でございますが、仙台市青葉区国分町2丁目14番18号、フジタ・大豊・橋本店特定建設工事共同企業体でございます。代表者、株式会社フジタ東北支店執行役員支店長森 俊之でございます。

契約の金額につきましては、変更後の契約金額で説明をさせていただきます。

変更、129億7,565万3,520円でございます。消費税を含みます。増額、2,915万3,520円、これも消費税を含みます。

工事の概要につきましては、記載のとおりでございます。

済みません、4番、工事の場所ですが、記載のとおりでございます。

工事の概要につきましては、実施設計の分で、当初が34.7が、変更が34.4、0.3ヘクタール減になっております。

上水道設計につきまして、災害公営住宅事業以外分の一式増、宅地割り込み検討一式増、農業用水路実施設計一式増、地質調査及び軟弱地盤の解析一式増、調整池ポンプ施設一式増、中層集合住宅一式増でございます。

これらにつきましては、次のページ、ご覧になっていただきたいと思います。

図面でご説明をさせていただきますと思います。

先ほど説明した内容は、災害公営住宅の整備事業と津波復興整備拠点整備事業と防災集団移転促進事業の3事業の設計の変更等によるために宅地割り等の変更が生じてきました。そのことによる変更でございます。当初と変更というふうな形で表記をさせていただきました。

もう一枚ご覧になっていただきたいと思います。

先ほど内容の一部のご説明として第2防災調整池のほうにポンプを設置することがまず1つ出ました。あと、農業用水路でございますが、ファイの1,200ミリメートル、これ岩地蔵の農業用の本管でございます。コンクリートの本管でございますので、盛り土することによって体圧に耐えられないということで、これを、パイプラインをヒューム管から強化プラスチック複合管、通常FRPMというふうな管に変更になっております。この場所につきましては、2メートルから3メートルぐらい盛られますので、変更になるということをご理解を賜りたいと、かように思います。

あと、農業用水路350、これVU管に変更ですが、これも開渠工、要するに通常のU字溝から埋設の暗渠になりますので、これが変更になるというような表示でございます。

あと、上水道に関しましては、先ほどもご説明させていただきましたが、災害公営住

宅分が3.2キロ、これは当初で設計されています。変更の分が災害公営住宅以外の分ということで7.5キーマートルの変更ということでご理解を賜りたいと、かように思います。

議案の概要書に戻っていただきたいと思います。

工期につきましては、当初のままでございますので、平成27年3月31日まで。

変更の理由、主な理由ですが、詳細先ほども説明させていただきましたが、詳細設計業務の内容について、当初契約時に復興交付金の交付決定を受けていない詳細設計の業務の一部の内容が復興庁との協議により認められたことにより予算の流用が可能となったため新たに追加するものでございます。

内容等については、特区仕様書をもとにして発注時に明許をさせていただいております。したがって、予算上は、先ほども説明させていただきましたが、交付金で認められた時点で計上するというので、今回の7次申請で認められたもので計上することになりました。よろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

以上で、議案第32号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番岩佐 隆君の質問を許します。

10番（岩佐 隆君）はい。ただいま室長のほうから説明していただいて、工事の概要の部分で、先ほど説明はしていただいたと思うんですけども、まあ、あの2枚目でちょっと図面を見ると、白地に塗った部分に変更になっていたり、部分的に何か所か変更になるんですけども、これで0.3ヘクタールの減の中でまあ実際にこの白地の部分で考えて減になるのか。あと、全体で、ちょっと上と下で、どこがどう変わっているのかという部分ですけども、工事の概要の部分で見ると面積の減と、あと内容という形なんですけれども、内容はいいですけども、この減は、これ用地買収、何かあれなのかな、0.3の減は。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。面積の減につきましては、西側のほうの部分をちょっと比較していただきたいと思います。旧市街地との調整の取り合いの中で一部出入りがありました。この出入りの調整によりまして面積が変更になったということでご理解を賜りたいと、かように思います。

なお、変更の下の白地につきましては、第二小学校の災害復旧のほうで対応するということになりましたので、面積上はカウントさせていただいておりますので、その辺もお含みおきをしてご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。わざわざ白く塗っているのでもわからなかったんですが。それで、今の説明だと、上の部分の面積が減ったという形、これ当初からこの辺は整理しながらやるということで考えていたのかと、あと最終的な面積でこの面積で確定なのかどうか。今お話しのように、変更理由の中でもあったんですけども、詳細設計業務をきちっと、これから復興庁と、あと復興交付金との精査の中でまあ流用等を認める中でいろいろまた変わっていく可能性があるのかどうか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。基本的には、今まで震災特別委員会等のほうでご説明をさせていただいておりますが、9月20日時点での戸数の確認等を基本に割りつ

けをさせていただいております。あと、JRとの協議の中で、その面積等についても確定させていただいております。変更後のほうでしておりますので、基本的にはこの形で進むということでご理解を賜りたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。あと、契約金額の関係ですけれども、全体で契約金額、一括発注でこういう額になって、まあ変更でまあ変わっていくということなんですけれども、面積的に今回のやつで変わらないということになれば、これから増額の予算というのは出てこないということでもいいのかな。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。今回の内容につきましては、設計のみということでご説明をさせていただきました。今回、設計施行一括発注する中で工事については今から精査をして、多分6月の議会になろうかと思えますけど、6月をめどに積算をして変更の段取りになるというふうに思っております。よろしくお願ひします。

10番（岩佐 隆君）はい。まあ、あの進む中でね、詳細設計を受けてまあ変更になるという部分はまあやむを得ない部分ですけれども、ただ、やっぱり全体の額がね、最終的にどのくらいに落ち着くのか、その辺も本当はね、頭に入れながら全体計画を練ってきたとは思いますが、その都度、その都度ね、詳細設計、まああるいは全体のね、予算ということで変わっていくようになると、全体の考え方が少しずれるんでないかということなんですけれども、最終的には、今までね、考えた中で、一括発注の部分でどのくらいの額になっていくのかね、これは調査費、当たり前ですけれども、そうすると本工事にいきますよね。あと、別な部分でのね、また詳細設計、また事業費という形になって、最終的にはこの面積で、あるいはこの金額の中でね、どのくらいになっていくのか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほどもご説明をさせていただきましたが、本議会のほうに提案をさせていただいた内容について詳細設計をして実施の工事を積算するという運びになろうかと思えます。次の段階で全体的な工事の額については見えてくると、かように思いますので、お時間をいただきたいと、かように思います。よろしくお願ひします。

10番（岩佐 隆君）はい。まあ、あの今のお話だと、今回とこの次の全体の事業費を見てまあ大体ね、全体の総額というのが出てくるというお話ですけれども、まあほかにはないんですか。まあ、そのこれからも詳細設計の業務、あるいはね、今まで結局協議した中で実際にね、出ない部分とか、具体的に本当はまあ、ね、130億円なのか、140億円なのかね、もっともっとふえていくのか、その辺は見通し的にはどのくらいになるのかという話をしているので、大体、概算でいいですから。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。岩佐議員さんのおっしゃるように、事業費としてはふえてくると担当のほうでは思っております。内容等については、新たに申請を上げて、今協議中であります国道6号のタッチ、あるいは拡幅ライン等の事業も同時並行で出てきます。その辺も含めると現契約よりも工事費として増額になると。あるいは、内容等によって災害復旧の一部を下水道のように組みかえをしたり対応しておりますので、その辺の調整が出てきますので、ある程度時間をいただきたいというふうに思っています。

また、中層集合住宅についてもご紹介をさせていただきました。これについても一応建築のほうの追加ということで、これに伴いまして建築の内容等によっては通常の戸建てよりも中層集合の場合は単価等が高いので増額になろうかというふうに思っております。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい。今、同僚、岩佐議員の質疑で、工事費についてはまだ時間をいただきたいという答弁、それはまあやむを得ないとしても、まずお伺いしたいのは、調整池のポンプ施設設計増一式とあるんですね。この分について詳しくまず説明願います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。調整池等のポンプ設置の設計増ということで、詳細の検討は今からということになります。当時予定しておりました防災調整池の概算設計の中で地下水等の調査、詳細調査をする中で地下水の調査が思ったより高かったということでございます。その地下水の調整等の対応ということ、あるいはあの新井田川排水路の洪水時の水位高ということをお案しますと、ポンプでの排水が妥当だというふうな設計状況になりましたので、その辺を詰めて詳細に、今回はポンプの大きさなり、あるいは設置場所なりを検討させていただくというふうな運びになるかと思っておりますのでご理解を賜りたいと、かように思います。

12番（佐山富崇君）はい。私は一番最初からこの調整池については言っただけで、少ないよと言ってきた。こういうことになるのが目に見えていたのではないですか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。佐山議員さんのほうからは、たびたびご意見を頂戴しておりました内容でございます。防災調整池については、西側と東側、2カ所を設けさせていただきました。東側についてはそのままの放流ということでございますが、新井田川につきましては洪水時には水路の水位も上がるということをお案しますと、どうしてもポンプでの排水が必要であるというふうになります。その辺、詳細な設計に入る段階でどのぐらいの大きさになるかということ、ポンプの口径、あるいは台数、その辺を設計をするということでご理解を賜りたいと思っております。

12番（佐山富崇君）はい。ポンプ施設によって強制排水をすると、こういうことですよ。ということであるならば、調整池としての機能が足りないということだ。まずそれを認めなさいよ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。考え方からいいますと、議員さんのおっしゃるように面積等で確保できないというような状況になりましたけれども、まあ、あの基本的には一部用地買収もまだされていないところもあると、防災調整池のエリア内のところでございますが、その辺も加味して構造的なこと、あるいは時期的なこともお案しますと、どうしてもやっぱりポンプでの排除が必要になってくるような状況でありますので、その辺はご理解を賜りたいと、かように思います。

12番（佐山富崇君）はい。理解できないので続けて質疑をさせていただきます。調整池というのは、そこに出た水をここにためて、ほかに流れないようにすると、一挙には。それが目的でしょ。それがポンプ一式によって強制排出をする、しなきゃならなかったと、こういうことですよ、この詳細設計しなければならないというのは。そういうことだ。そうすると、調整池として機能を果たせないということ、最初の目的を達していないということなんです。それを認めないの。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。防災調整池の機能はそのまま確保されている状況でございます。自然で排流・排出・流出する量を自然で流れるものからポンプで流れるものに変えるということになりますので、大雨時には貯留能力はそのまま確保されていると。排水のやり方が自然なのか、ポンプでくむのかというような内容に変わりますので、量的なものに関しては同じ量の排出になりますので、その辺はご理解を賜りたいと、か

ように思います。

12番（佐山富崇君）はい。全く詭弁だと。私から言うと詭弁としか聞こえないです。一挙にね、このときに強制排出をするということだ、ポンプ施設ということは。そうしたら、この水は大量に一挙に出るとのことなんだよ。下に行くとどまるということなんだよ。その辺はどうなの。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。何度もご説明をさせていただきようで申しわけございませんが、ある一定の量をポンプではなくということでございます。ですから、ポンプではなくから一挙に出るんだというふうなイメージではなくて、放流する量を一定にさせていただくと、そのためのポンプの機能だということでご理解を賜りたいと。要するに、防災調整池の水位と排出口である承水路の水位の差が同じになりますので、その辺を調整させていただく中で自然放流できなくなるのでポンプで排水するということでございますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、理解できないから質疑続けます。あのね、調整というのは自然に流れるまで余裕あるから調整池なんです、私から理解すれば。ポンプで強制的に排出するというのは調整の機能が足りないことなんだよ。それを、そういう詭弁を弄して納得させようなどということが小ざかしいんだよね、私から言うと。納得いきませんから、どこまでも質疑続けますよ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。ポンプについて稼働のする時間等について今度説明をさせていただきたいと思っております。ある程度たまったらポンプで少しずつ排出するというような構造でございますので、たまってから一挙に出ると、そういうふうなご認識ではなくて、一定の量ずつたまる時点から少しずつ排出していますよということでご理解を賜ればなというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。あのね、何度言わせるの。調整地は、そこに降った雨を自然に流れるまでここで、この量で間に合いますと、一番最初、私言ったでしょう、その30何町歩の開発に調整池、それで間に合いませんよと、面積足りませんよと言っているんだから。十分それ頭に入っているでしょう。足りませんよ、面積足りませんよと。それで十分間に合いますっていう答えだった。足りないからこういうことになるんです。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。何度もご説明するようで非常に申しわけないんですけども、放流先の水位の調整ということでポンプではなく、それも防災調整池の機能の中では、ほかの場所でも行っている手法でございます。ですから、一挙にはくのではなくて、徐々にはいていくというふうなご認識をお持ちになっていただければ、自然にはけるのばかりが排出方法ではなくて、低いところにためて、余力を持って時間的な調整をするためにポンプではなくのですよということでご認識をお持ちになっていただきたいと思います。かように思います。

12番（佐山富崇君）はい。堂々めぐりになりますが、私はやめません。納得いきませんから。はけないから、何で広くとらなかったの、調整池。最初から言っていたんだから。それで必ず足りなくなりますよと。そういう最初からの認識だったらば、調整池のポンプ施設の最初から出ているはずでしょう。今ごろになって出てくるというのはおかしいでしょうというの。一番最初から出てこなければいけないの、調整池のと同時に、これも含めて。今ごろになって出てくるということは考えが違うということだ。何で最初からポンプの施設に入っていなかったの、だったらば。そういうふうなことを言うから俺はどこ

までも納得できませんと言っているの。（「休憩」の声あり）

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時35分といたします。

午前11時26分 休憩

---

午前11時35分 再開

議長（阿部 均君）休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。佐山議員さんのおっしゃるのは私も理解をしました。

内容的には、大雨時にはたまる量というのは変わりございません。ただ、排出するときには出口のほうが同じような水位が上がるというのもご理解をいただきたいというふうに思います。それを鑑みますと、自然で放流する量をポンプで放流するように方式を変えたということだけでございますので、流量的には一挙にどっと出すのではなくて、大雨時のときはオリフィスとって、ある程度決まった大きさの出口から一定の流量を一定の時間で排出できるような仕組みでございますので、その辺をご理解賜りたいと、かように思います。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、ご理解できません、何ぼ言われたって。私、言ったでしょう。流れない、流れないよ。ほかの水も流れてくるんだから。そして、あの場所は田んぼなんだから、もともとあの田んぼイコール調整池だったんだよと、その意味の部分は遊水池として、田んぼがね。その意味をどうするんですか。だから、その調整池では小さいですよと、俺、そうやってきたんだよ、ずっと一番最初から。だから、あなたのごとき計画したのか。それを計画した人、誰なの。それから聞きたいんだわ。俺はそういうふうに、ずっと一番最初から言ってきたんだからね。今ここに来て調整池が小さいとかなんとかと言っているんでないんだから。これでは小さいですよ、そしてほかの水が流れてきたときにポンプでくむって言ったでしょう。こっちが高くなっているからポンプでなきゃくめないんだって。それではだめなのさ。調整池の役目というのは、こっち、水が多いときは、ここに、池にためていて、これがまた水干て、そして今度は流れるようになったとき、この調整池から排出すると、これが調整池ですよ、私から言うと、遊水池ですよ。それが今みたいな説明でご理解くださいって言われたって、絶対理解できるものではないです。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変申しわけございませんが、防災調整池というのは、その敷地内に降った雨を一時的にためて放流するというふうな機能が基本でございます。放流先について水害を及ぼさないように調整をしながら排出するというのが基本でございます。それを考えますと、いかに区域内で広い面積を有して自然排水が可能なかどうかというふうな計算をさせていただいたときに、手法としてポンプでの排除というのは各開発地でも行っておるところでございますので、ポンプ排水というのは、その中での手法の1つだということでご理解を賜りたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、私は前から言っているとおりです。何で、さっきも今も言ったでしょう。あそこは遊水池だったんだって。遊水池だったのを今度は埋めて開発するんだから、その分も含めた調整池でなければだめですよと、あの時点できちんと私は言っているはずなんです。十分ですよと言っている。埋めるということは、今までの遊水池は水を今度ははく番になるんだ。これわかるでしょうが。ですから、通常の調整池ではだめですよ。大丈夫です、大丈夫ですって。大丈夫でないでしょう、今言うとおりの。

ほかのところ雨降って高くなるからポンプではかなければだめだという。この水、どこに行くの。下に行く以外ないんだよ。下に行ったらどうなの。これまた水浸しですよ。そうしたらば、上の水がなくならないうちは下、ずっと水浸しなの。下の者は死ねって言うのか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。何回もご説明するようで非常に申しわけございませんが、通常、田んぼにたまる部分と田んぼから流れ出て排水路に流れる量というのは、田んぼの形状のときはご存じだと思います。その放流先のほうが水位が上がればたまると、それはごもつともだと思います。ですから、今回、埋めることによりまして、その放流する量の調整をするために一時貯留するというのが防災調整池の役目でございます。ただ、出し方が自然に流れる量分をポンプで吐くということだけが違うだけであって、量は、そのエリア内でためる能力を保つということで、下流に影響を及ぼさないような量を調整して吐く方法を自然流下からポンプに変わったということだけなので、その辺はご理解を賜りたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい。何ぼ言われても理解できません。自然流下からポンプに変わっただけだっただけ、おかしいことをおっしゃいますね。ほんで、変わんねで自然流下にやってさよ。ポンプやめて。それで済むものなら。変わっただの、同じことだなんて。同じことならそのままにしてください、それでいいんだしたら。私はそれを望みます、下流にいる者として。同じだったらば。それでいいものだったらば。それが何であえてポンプにするの。しないでやってください、同じだったらば。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐山議員のご懸念、いろいろあるわけでございますけれども、我々としては、所定のこの市街地の開発、これはオーソライズされた開発の基準、考え方のとって設計をし、それをお認めをいただいてやっているというようなことでございますので、自然排水、あるいは機械的な排水、これも全国至るところでの排水不良箇所での状況なども踏まえた基準、一定の基準というようなことになっているわけでございますので、どういうふうな技術的なものを取り入れて一定の排水機能を発揮させるかというのは、議員ご指摘のように、その場所、場所によってふさわしいものを取り入れてやっていかななくてはいけないというようなことで今回の設計の内容というようなことになっているわけでございますので、それぞれ個々人の問題意識はありだというふうに思いますけれども、一定の基準の中でやらせてもらっているということをぜひご理解をいただきたいというふうに存じます。

12番（佐山富崇君）はい。理解できないから何回も質疑しているんです、町長。ですから、一番最初から私言ったでしょう。調整池、小さいです、これでは。これ間違いなく言ってきております。議事録とってもらえばいいんだ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、個人的に大きいとか、小さいとかというのではなくて、世の中にオーソライズされた考え方の中でやらせてもらっているもので、個々人いろいろあると思いますよ。お一人、お一人のご意見をすぐさま反映できる基準になっておりませんので、そこのご理解をいただかないとうまくないと思います。

12番（佐山富崇君）はい。町長、そういうふうなおっしゃり方しますが、この地域に合ったことでやってもらわなければいけないんだよ。あなた、地域に合わないで、全国的にはこうだからって、すぐそんなこと言うけれども、ここの人のためにやっているんだから。基本は、目的は何。ここの人のため。全国の人のためにやっているんでないの、まずもつ

て。ここの集団移転なり、排水なりは。そこのところ、町長、どう考えるか、その分だけお聞きしますよ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いや、ですから、基準というの、開発基準というの、いろいろな全国的なものをベースにしながら、まず1つの基準があって、あとはその開発エリアの面積なりを加えてどうあるべきかというふうなことで当然やっているわけですので、今回の場合はそういう基準に照らし合わせてクリアできるものだというようなことでご理解をいただきたいというふうに存じます。

12番（佐山富崇君）はい。あのね、基準はあくまで基準なの。それをほこの地域に合わせなきゃいけないの。基準はあくまでも参考さ、私から言うと。ほの地域に合ったように、基準をさらにその地域のことを加味しながらやらなければだめでしょう。基準だから、基準だからってやったらおかしいことですよ。ほの地域に合わないことをどんどん持つてくることになるの。基準はあくまでも基準。それをほの地域に合わせると、ほの修正を図る。そうなりゃ整合性を図りながらやらなければだめでしょう。1人の意見だなんて、そんな言い方ないでしょう。少数意見は尊重しなきゃなんねえんだよ。そんな一言のもとに少数意見なんて、1人の意見だなんて。1人だけじゃないですよ。あそこ排水は心配だと、はけないのではないかと、私だけでなく言っているはずだ。私だけですか。1人と言いきれますか、あなた。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。何度もご説明するようで申しわけございませんが、この造成することによりまして出てくる水の量を一時ためる場所が防災調整池ということで、このエリアから通常流れる部分を自然流下でなくてポンプではくだけだということ、ためる、あるいは一挙に出すというようなご認識ではなくて、ためながら、少しずつお出しして下流のほうに迷惑をかけないような構造であるというふうにご理解を願いたい。これがポンプに変わったということでご理解いただきたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、同じことなら自然流下にしたらいいんじゃないですか。私言っているの、同じことだとおっしゃるのなら。同じことじゃないですよ。全く同じことだったらそれでいいんですよ。同じじゃないから私は心配をして言っているわけ。それを同じことだとあなたはおっしゃるけれども、課長ね、どこが同じなの。ちょっとずつはくからいいんだなんて、ほんな問題でないでしょう。そこんところがおかしいんだよ。私言ったのは、貯水池から流れるのは、ほかの水が干て、ね、また自然に流れるようになった時点から、あの貯水池から流水すればいいんであって、雨降ったときから流すというの、今のお話は、この貯水池は。そうでしょう。ちょっとずつ流すから。調整池の用をなさないでしょう、それでは、雨降ったときからずっと流すというのでは、最初からちょっとずつ流すというの。そんなことだめですよ。私言っているのは、ほかの水があるうちは、この調整池で保っていて、ほかの水がなくなった時点で水流してやると、これが調整池の役割ですよ。納得いくように説明できるのなら言ってください。

議長（阿部均君）この際、暫時休憩といたします。休憩中に答弁もかみ合うように調整を願いたいと思います。

この際、暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

午前11時49分 休憩

---

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

1 2 番佐山富崇君の質疑を許します。

1 2 番（佐山富崇君）はい。休憩をいただきまして、大変お腹もいっぱいになって満足をしております。

午前中の質疑で十分、町長のご答弁、あるいは担当課長のご答弁で、基準に従って一生懸命やってきたんだということは十分納得をいたしております。理解もいたしております。同じ論点でいくと、どこまでもかみ合わないということも、私、この休憩中に頭を冷やして考えましたので、論点を変えます。

私のお答えいただきたいのは、あの集団移転地の排水のことによって下流に絶対迷惑をかけないことを確約するというご答弁をいただければ質疑を終わりたいというふうに思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐山議員さん、いろいろとご懸念の部分、町としてもしっかりと今回の対応の中で受けとめさせていただいて、下流域に絶対ご迷惑をおかけしないような排水対策をしっかりと講じてまいりたいというふうに考えてございます。どうかよろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 3 2 号平成 2 5 年度債務負担行為請 1 号新山下駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 3 2 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第 1 7. 議案第 3 3 を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。それでは、議案第 3 3 号平成 2 5 年度債務負担行為請 2 号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更についてをご説明申し上げます。

本案件は、平成 2 5 年第 2 回山元町議会定例会において議案第 7 2 号として議決をいただきました。本工事のいただいた工事請負契約の一部について次のとおり変更するものでございます。

議案の概要につきましては、別紙配布資料の No. 2 2 でご説明をしたいと思いますので、ご覧願います。

議案の概要でございます。平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外の設計施行一括発注工事において、下記のとおり詳細設計業務内容の一部に変更が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

次に、項目及び内容についてご説明を申し上げます。

契約の目的、平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外。

2. 契約の相手方でございますが、仙台市青葉区中央2丁目9番27号、鴻池・上の組特定建設工事共同企業体代表者、株式会社鴻池組東北支店執行役員支店長加藤 康でございます。

3. 契約の金額でございますが、変更後の契約金額についてご説明をさせていただきます。39億3,381万4,617円、消費税を含みます。増額、6,257万2,662円、これも消費税を含んでございます。

工事の場所については、記載のとおりでございます。

工事の概要につきましてご説明をします。

委託面積が9.1から9.4ヘクタールに増と。あと、上水道の設計、災害公営住宅以外の分の増でございます。宅地割り込み検討、あと地質調査及び軟弱地盤解析等の内容でございます。あと、調整池ポンプ設置等の関係の一式増、坂元川橋梁設計の2カ所の増ということで、次のページをちょっとご覧になっていただきたいと思います。

坂元の市街地整備につきましては、津波復興拠点整備事業と災害公営住宅整備事業の2事業にての事業実施でございます。区域の変更に伴う宅地割りの変更が生じたので、その内容の変更と、先ほどもご説明させていただきましたが、坂元川にかかります橋、2橋ですね、次のページをご覧になっていただきたいと思います。詳細に書いております。変更の内容、橋梁2カ所というふうになっています。大川1号橋が現在の橋梁の幅員が5メートルであります。それを6メートルと2メートル50の歩道というふうな形で計画したいというふうなのがまず1点。

あと、2号橋ですが、国道6号から下の橋になりますが、現在5メートルの幅員でございます。これは前後の開発地の道路幅員とあわせて6メートルに拡幅をしたいという内容の変更の設計の詳細変更の内容でございます。

あと、上水道につきましては表記のとおりでございます。

すいません、議案の概要書の一番最初にお戻りをいただきたいと思います。

工期につきましては、当初のままの平成27年3月31日までというふうになっています。

変更の理由でございますが、議案第32号同様、当初契約時に復興交付金の交付決定を受けていない詳細設計の業務の一部の内容が復興庁との協議により復興交付金事業内での流用等が可能と認められたことや、新たに追加交付を受けたものについて変更契約を締結するものでございます。

以上で、議案第33号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第33号平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第18．議案第34号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第34号平成25年度山元町一般会計補正予算（第8号）をご説明いたします。

あわせまして、補正予算附属説明書追加提案分もお手元にご準備いただければと思います。

それでは、議案第34号でございます。

今回の補正規模でございますが、歳入歳出予算の総額に3億6,471万円を追加いたします。その結果、総額が517億1,665万3,000円とするものでございます。また、あわせまして繰越明許費の追加も行ってございます。

それでは、通常どおり歳出のほうからご説明いたしますので、7ページをお開きいただければと思います。

3歳出、2款総務費1項総務管理費、財産管理費でございます。こちら、積立金といたしまして3億2,000万円余りを増額してございます。こちらは震災復興交付金の予算積み立てでございまして、いわゆる震災復興交付金の第8次配分分、こちらが限度額の通知がなされましたので、そちらについて6事業分を計上してございます。

具体的に申し上げますと、1つ目の事業が山下花釜線の道路整備事業、2つ目が新山下駅周辺地区の交差点の改良事業、6号のタッチ部分でございます。同じように坂元新市街地の6号タッチの交差点改良。続きまして、牛橋、花釜、笠野地区、この3地区の防災緑地公園の整備事業。それと既設農業集落排水管路の安全対策事業。いわゆる管路の対策事業でございます。最後が復興事業に係ります資材運搬道路の補修事業でございます。具体的に申しますと、角田市にあります市道につきまして、復興事業に伴いまして、傷んでいるということから山元町の負担分を復興交付金で見えていただくというのが復興庁から内示があったというものでございます。

続きまして、第3款民生費でございます。第1項社会福祉費、障害福祉費でございます。扶助費といたしまして1,800万円余りを増額してございます。こちらにつきましては、当初予算の編成段階での給付費の見込み誤りでございます。約1カ月分が不足

しつつあるということから、今回、追加補正のほうで1,800万円ほど、こちら増額というものでございます。

続きまして、土木費でございます。道路橋梁費、道路維持費でございますが、委託料といたしまして1,000万円ほど、こちら増額計上してございます。除雪業務委託料増ということで、2月の8日、9日及び14、15日、大雪が降りました。その際、除雪を行いまして、その分掛かり増し経費がふえましたので、1,000万円ほど増額というものでございます。

続いて、同じく土木費、都市計画費でございます。都市計画復興推進費でございます。委託料といたしまして1,000万円計上してございます。こちらは常磐線の復旧事業に伴います踏切関連道の改良事業の業務委託料でございます。こちらにつきましては附属説明書のほうに詳細が書いてございますので、あわせてご覧いただければと思います。

こちら、この事業につきましては、新たに敷設されます常磐線の5カ所の踏切でございいます。こちらと交差する道路を改良するものでございます。改良箇所につきましては、下記の5カ所。その位置図につきましては裏のほうに書いてございますので、ご覧いただければと思います。この5カ所につきまして、29年春の常磐線の運転再開を目指すためには26年度に工事発注にこぎつけなければならないということから、今回、この追加補正におきまして詳細設計と積算について予算化するというものでございます。

内訳につきましては、測量費及び道路詳細設計費、合わせまして1,000万円というような予算の内容となっております。それでは、以上が歳出でございます。

続きまして、歳入に参ります。

6ページをお開きいただければと思います。

歳入でございます。

地方交付税、震災復興特別交付税を増額してございます。200万円ほど増額してございます。今申しあげました常磐線関連の町道の改良に伴います補助裏に充てる震災復興特交でございます。

続きまして、国庫支出金です。国庫負担金、民生費国庫負担金といたしまして障害者自立支援給付費負担金増でございます。先ほど歳出で申しあげました見込み誤りによる給付費の増に伴います国庫分を今回、計上しているというものでございます。

続きまして、国庫支出金、国庫補助金でございます。こちら、先ほどもご説明しました土木費国庫補助金、農林水産業費国庫補助金、今回、第8次配分によりまして限度額の通知がありました6事業分についての震災復興交付金を計上しているというものでございます。

続いて、県支出金でございます。こちら先ほど申しあげました自立支援介護給付費増につきまして県の負担金分を計上しております。

歳入最後の繰入金でございます。財政調整基金の繰入金、財源調整を行いまして1,500万円ほど今回は基金の取り崩しをふやしております。あわせまして、復興交付金の繰入金ということで、常磐線に関します踏切の道路改良としまして800万円ほど取り崩しているというものでございます。

以上が歳入歳出でございます。

最後になります。3ページ、お開きいただければと思います。3ページ、繰越明許設定の追加を行ってございます。

まず、農林水産業費でございますが、農業費、山元町いちご団地化整備事業、こちらにつきましては、2月の大雪の影響によりまして工期が延びつつあるということから8億円ほど明許繰越を設定してございます。

水産業費、共同利用漁船等復旧支援対策事業、こちらにつきましては、漁船の使用に係りまして船主との協議に時間を要しているということから2,800万円ほど、こちらでも明許費の設定をしております。

続いて、土木費の都市計画費でございます。先ほど歳出でもご説明しました常磐線復旧に伴います踏切関連の道路改良事業、こちらは今回、補正予算に計上しておりますので、全額を明許繰越するというものでございます。

消防費でございます。地域防災計画見直し業務、こちら、意見の取りまとめに不測の時間を要しているということから500万円ほど、こちらでも明許の設定を行っております。

以上が、第8号の追加補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番佐藤智之君の質疑を許します。

8番（佐藤智之君）はい。7ページ、歳出のほうの道路維持費1,089万円の件でございます。

例の2月8日、9日の大雪を中心とした除雪業務の委託料増でございますけれども、今回の大雪、50年ぶりとも、あるいは100年ぶりとも言われておりますけれども、金曜日から気象庁のほうからも、その大雪の情報がテレビ等で流れておったわけでございますけれども、土日にかけてご覧のとおり大雪となったわけでございますけれども、実際、除雪に入ったのが日曜日だったと思います。やはり土日とかけて2回に分けて除雪すれば、まだまだ町民の日常生活に多大な影響、少なくて済んだのではないかと、そのように思いますけれども、その辺について担当課、あるいは町長の所見を伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。除雪の体制につきまして、2月の8日土曜日と9日にかけてまして積雪量が42から43センチまでありました。前日等からの予報等により町の基準、10センチ以上を超えるとされる場合には除雪の体制ということで業者に連絡をしてかかっていたというのが現状でございましたが、このような大雪が想定されます場合には、あらかじめもう少し早く取りかかれるような方策を今後講じてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

8番（佐藤智之君）はい。今回の大雪、除雪に対していろいろ要望、あるいは反省点があったかと思っておりますけれども、その要望の中でマンホールのふた、これが大分除雪の最中に破損されたり、壊れた箇所もあります。それを防ぐ意味で、マンホールの存在\_\_\_\_を示す何らかの表示が必要なのではないかと、このように思いますけれども、その辺について伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。マンホールの高さ等の調整につきましては、維持管理上、路面に高さがありますと交通の支障、あるいはこのような除雪の際には支障になりますので、担当課といろいろと調整を図りながら舗装版での調整、あるいはマンホールでの高さ調整、そういったものを要所、要所、講じてまいりたいと思いますので、

よろしく願いいたします。

議長（阿部 均君）マンホールの箇所掲示の件。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。マンホールの表示については、以前にしておりましたが、結構年数がたって倒れている部分とかございましたので、その辺について調査して、今後そういうふうな対策を講じてまいりますことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

8 番（佐藤智之君）はい。これ、町長に伺いますけれども、今回の大雪、路線、あるいは業者によってそのできぐあい、ふできぐあいといいますか、その辺が非常に明らかになったんですけれども、大雪対策は今後ともずっと続くテーマであります。そこで、町民生活に最小限度のそういう、何て言うんですか、生活を、道路を確保する意味から、やはり抜本的な見直しが必要なのではないか。そういう意味で、今後とも、業者に対する指導等も含めて今後の対応について伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。除雪対策の関係につきましては、今まで進めてきた地域割りを見直しましてですね、町内の建設業者の皆様幅広く、きめ細かく分担してもらった形をとった経緯があるわけでございますけれども、そういう中で今回の大雪対策、十分でなかった点が見受けられますので、議員ご指摘のとおり、そのきめ細かく分担をした中でのやはり除雪対応の技術レベルをですね、しっかりと歩調が合うような、そういう対応が必要なのかなというふうに思っておりますし、あるいはまた降雪の気象情報を十分踏まえた形で、早目、早目の対応にも意を用いながら、町民の方々の生活に支障ができるだけない形の除雪対策をしっかりと講じてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第34号平成25年度山元町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第19. 議案第1号を議題とします。

本案件は、2月27日、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。

委員長（遠藤龍之君）はい、議長。委員会審査の結果について報告いたします。

本委員会は、平成26年2月27日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定による報告をいたします。

事件番号、議案第1号。件名、山元町子ども・子育て会議設置条例。審査の結果、原案可決すべきもの。以上報告いたします。総務民生常任委員会委員長遠藤龍之。山元町議会議長阿部 均殿。

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第1号山元町子ども・子育て会議設置条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第20．議案第2号を議題とします。

本案は、2月7日、総務民生常任委員会に付託し会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。

委員長（遠藤龍之君）はい、議長。委員会審査の結果について報告いたします。

本委員会は、平成26年2月27日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

事件番号、議案第2号。山元町職員定数条例の一部を改正する条例。審査の結果、原案可決すべきもの。以上、報告いたします。総務民生常任委員会委員長遠藤龍之。山元町議会議長阿部 均殿。

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10番岩佐 隆君の質疑を許します。

10番（岩佐 隆君）はい。ただいま委員長のほうから可決すべきものということで報告ございました。審査の過程の中でまあ具体的にまあいろいろ懸念された部分、まあ委員の皆さんから多分出たと思うんですけども、まあその辺の内容と、あとそれに対してのね、執

行部の説明がね、どういう形であったのか、まあ何点かお話ししていただければと思いますので、よろしくお願いします。

6 番（遠藤龍之君）はい。委員会の中で懸念された、出てきた問題につきましては、1つは、最後までその増の内容についての、具体的な内容について知らされなかったわけですが、最終的に人数も含めて確認されました、出されました。

それから、総務課での1つ班を設けるといった事件につきましても、いろいろ協議の結果、当局ではその分については人事給与班というものは設けないとした事件や、あと議会事務局定数3としたものを、こうした状況に合わせて従来の4に戻したといったようなことが協議の中で出され、それらが大きく変化したということでありました。以上です。

10 番（岩佐 隆君）はい。今の件については了解しました。

それで、全体のね、考え方の中で一応305名のまあ人数を今回想定しているんですけども、派遣職員の要請というような部分に関してね、その辺について、例えば配置全体の配置をしたということになればね、ある程度、要請中の人数というのもちょっと懸念されるんですけども、その辺の執行部からの答弁はあったかどうかね。

6 番（遠藤龍之君）はい。なかなか大変な分野もあるようであります。いまだ要請中というもので、まだ定かになっていない部分が12件ほど12名ほど今あるようであります。しかし、これを最大限努力して確保したいとする旨のお話も伺っております。こんなものでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第2号山元町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第21．議案第25号から、日程第27．議案第31号までの7件を一括議題とします。

議案第25号から議案第31号までにつきましては、3月6日に予算審査特別委員会に付託し審査をしておりましたが、審査が終了し、予算審査特別委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。

委員長（遠藤龍之君）はい、議長。委員会の審査の結果について報告いたします。

本委員会は、平成26年3月6日付で委託された上記議案、議案第25号平成26年度山元町一般会計予算、議案第26号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計予算、議案第27号平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号平成26年度山元町介護保険事業特別会計予算、議案第29号平成26年度互理地域介護認定審査会特別会計予算、議案第30号平成26年度山元町水道事業会計予算、議案第31号平成26年度山元町下水道事業会計予算を審査の結果、次の意見をつけ、原案のとおり可決すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

特に留意すべき意見として、議案第25号平成26年度山元町一般会計予算について、1点目は、現実を直視し、修正すべきもの（土地利用計画など）は修正して執行されたい。2点目、議員の提言並びに提案は十分尊重して予算執行に当たられたい。3点、復興関連予算は執行に遅れないよう、万全の体制で取り組むべきであるとする内容であります。

2点目の議員の提言並びに提案は十分尊重して予算執行に当たられたいとする内容についてであります。これは過去の取り組みの中で問責決議にも、議員、議会を軽視しとしても示されておりますように、議員の提言並びに提案に対する対応は不十分さが見られたということから、新年度に向けての町長の予算執行に当たっての政治姿勢を確認する内容となっているものであります。

以上、委員会の審査報告といたします。予算審査特別委員会委員長遠藤龍之。山元町議会議長阿部 均殿。

---

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

---

議長（阿部 均君）これから議案第25号平成26年度山元町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第25号平成26年度山元町一般会計予算を採決します。お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第26号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第26号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第27号平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第27号平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長報告は可決すべきものです。この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第28号平成26年度山元町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第28号平成26年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第29号平成26年度互理地域介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第29号平成26年度互理地域介護認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第30号平成26年度山元町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第30号平成26年度山元町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第31号平成26年度山元町下水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第31号平成26年度山元町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。この予算は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第28. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたい  
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すること  
に決定しました。

---

議 長（阿部 均君）以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成26年第1回山元町議会定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでございました。

午後 1時45分 閉 会

---